

## 琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の検討状況について

現在滋賀県の森林では、人工林資源が利用期を迎え成熟する一方、まとまった形での伐採や植栽が行われず高齢化が進み持続的な資源利用が困難化していること、また近年の台風や集中豪雨等の気象災害の頻発により、風倒木など県民の暮らしに直接影響する被害が増加していること、森林づくりの基盤となる農山村の活性化が必要であることなどの課題が顕在化している。こうした課題に対応するため、琵琶湖森林づくり条例を改正し、また琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)に反映する必要があることから、滋賀県森林審議会に諮問し、検討をいただいているところ。

森林審議会の意見を踏まえ行っている琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)策定の検討状況について報告する。

### 1 これまでの経過

#### 滋賀県森林審議会

- 令和元年 7月 2日 滋賀県の森林・林業を取り巻く新たな課題について  
琵琶湖森林づくり基本計画(第1期)の成果と課題について
- 令和元年 9月 11日 琵琶湖森林づくり条例改正および琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)策定の諮問、方向性の検討
- 令和元年10月 21日 琵琶湖森林づくり条例改正骨子案および琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)骨子案の検討

#### 環境・農水常任委員会への報告

- 令和元年10月 7日 琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定について

### 2 琵琶湖森林づくり条例改正の検討状況について

次のような項目が現条例では盛り込まれておらず、こうした新しい課題に対応するため、所要の改正を行う。

#### (1) 重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり

森林の持つ機能や土地条件等を的確に判断し、林木の生長がよく、条件の良いところでは生産活動を促進することで、若く活力ある森林を育てていくこと、また人工林の生育に適さないところでは、針広混交林化や複層林化を図ることなどを通じ、適切な森林へ誘導していく必要がある。

#### (2) 災害に強い森林づくり

近年の気象環境の変化に対応し、減災に資する森林整備等の対策を実施することが必要となる。また、対策を行うにあたっては、管理者や権利者との適切な調整や、災害リスクの高さに応じた整備の方針、ロードマップなどが必要である。

#### (3) 森林・林業と農山村の活性化の促進

森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との関わりを生み出す

こと等により、地域の活性化に取り組むことが必要である。また地域を担う人材の育成が必要である。

#### (4) 県産材の利用の促進

県内の製材所や工務店など、県産材を取り巻く加工・流通の状況などの実情に対応した最適な仕組みを検討すべきである。また、県民が県産材を使う意義について、理解を促進するため、あらゆる世代を対象とした、「木育」の実践に努めるべきである。

#### (5) 広域的な課題への対応

課題が及ぼす影響範囲に応じ、適宜、学識経験者の意見を踏まえ、また地域住民や森林所有者等の多様な主体の意見を反映し対応する必要がある。

### 3 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の検討状況について

森林審議会において骨子案の検討をいただいているところ。概要は別紙資料のとおり。

### 4 今後の取組予定

条例改正の手続きと並行して第2期基本計画策定を行う。

令和元年 12月 16日 環境・農水常任委員会に策定状況について報告

〃 12月 18日 森林審議会において琵琶湖森林づくり条例改正素案、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案について検討

令和元年 12月 ～ 令和2年 2月 タウンミーティング、県民や市町との意見交換等の実施

令和2年 2月 森林審議会において琵琶湖森林づくり条例改正答申案、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申案について検討

令和2年 3月 環境・農水常任委員会に策定状況について報告

令和2年度内

- ・森林審議会から、琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）について、それぞれ答申
- ・琵琶湖森林づくり条例改正（案）について、11月定例会議に上程
- ・琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）について、令和2年度内に、県民政策コメントを経て策定

# 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）骨子案の概要

## 策定の趣旨

- 第1期計画（平成17年度～令和2年度）の取組や対応すべき課題を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

## 計画の位置づけ・期間

- 計画の位置づけ：「琵琶湖森林づくり条例」第9条に基づく法定計画  
※ 滋賀県基本構想や第5次環境総合計画に基づき、他の計画と調和  
森林法に基づく地域森林計画と整合
- 計画期間：2021年度～2030年度（10年間）

## 第1期の取組結果

第1期計画の取組（平成17年度～現在）

### 【主な成果】

- 多面的機能の発揮のため森林整備や長伐期化を推進
- ニホンジカ捕獲等による森林生態系保全を推進
- 間伐材の搬出利用による地球温暖化防止に貢献
- 森林づくり団体など多様な主体による森林づくりが進展
- 木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制を整備
- 住宅や公共施設建築や木製品など様々な用途でびわ湖材を利活用
- 延べ約16万人の子どもたちへ森林環境学習「やまのこ」を実施

### 【主な課題】

- 引き続き境界明確化や森林整備の推進が必要
- ニホンジカの継続的な捕獲や被害対策が必要
- 森林づくり団体等が継続して活動できるよう継続した支援が必要
- 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進が必要
- 森林環境学習の継続的な実施が必要

## 現状と顕在化する課題

- 全国的動き
  - 自然災害の頻発、森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献、森林吸収源対策としての役割の高まり、森林経営管理法の施行、ICTを活用した森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり 他
- 滋賀県における現状と顕在化する課題
  - 人工林は利用期を迎え成熟する一方、伐採・再生林が進まず高齢化が進行
  - 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
  - 森林づくりの基盤となる農山村地域における過疎化・高齢化の進行
  - 市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
  - 林業の成長産業化に不可欠な林業就業者の確保、人材育成の推進
  - 木材利用への理解を促す「木育」の推進
  - 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

## 目指す森林づくりの方向

### 1 基本方向

- 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

### 2 基本方針

- 琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりの推進

### 3 基本方針に基づく施策の考え方

- ※ 将来目指す姿を見据え、この10年間で行う施策を規定する

#### 方針1 森林づくり …多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

琵琶湖の水を育む水源かん養等の公益的機能を持続的に発揮させ、また災害に強い森林づくりを推進し県民の安心・安全につなげる。

#### 方針2 地域づくり …多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進する。

#### 方針3 産業づくり …森林資源の循環利用による林業の成長産業化

森林資源の循環利用を促進することにより、川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を図る。

#### 方針4 人づくり …豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進する。

## 施策

### 施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

- (1) 森林の多面的機能の高度発揮 (2) 災害に強い森林づくりの推進 (3) 生物多様性の保全

再生林による若く活力ある森林づくり

市町による放置林対策

### 施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

- (1) 多様な主体による森林づくりの推進 (2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

農山村の関係人口増

### 施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

- (1) 活力ある林業生産の推進 (2) 県産材の加工・流通体制の整備 (3) あらゆる用途への県産材の活用 (4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

森林整備のプロの育成

木育の推進

### 施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

- (1) 林業の担い手の確保・育成 (2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

## 推進体制

- 進行管理と点検評価、実施状況の公表等

## 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）骨子（案）

### 1 はじめに

#### （1）策定の趣旨

第1期計画の成果とその評価や対応すべき課題を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

#### （2）計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく法定計画
- ・滋賀県基本構想や第5次環境総合計画に基づき、他の計画と調和
- ・森林法に基づく地域森林計画と整合

#### （3）計画期間

2021年度～2030年度（10年間）

### 2 森林・林業を取り巻く現状と課題

#### （1）全国の動き

- ・自然災害の頻発
- ・森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献
- ・森林吸収源対策としての役割の高まり
- ・森林経営管理法の施行
- ・森林環境税・森林環境譲与税の創設
- ・ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり
- ・再造林の低コスト化への取組
- ・非住宅等への木材利用の増加

#### （2）滋賀県の現状と課題

- ・利用期を迎え成熟する一方伐採が進まず高齢化が進む人工林資源
- ・頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
- ・農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加
- ・川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進
- ・第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進
- ・市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

### 3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括

#### （1）これまでの取組

- ・現基本計画の取組の成果と課題（目標達成度による評価）
- ・琵琶湖森林づくり事業の実績（概要）

#### 4 基本計画が目指す森林づくりの方向

##### (1) 琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念

###### (基本理念)

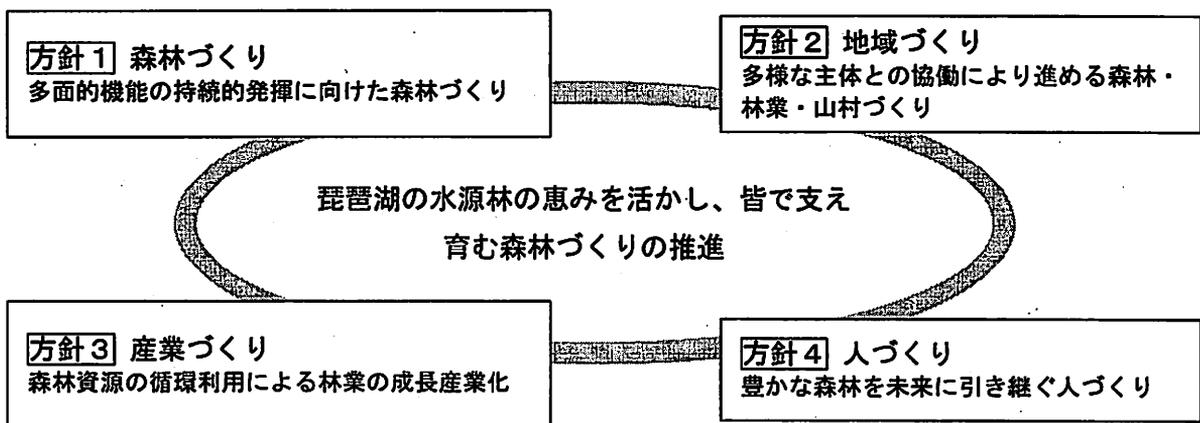
- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

##### (2) 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進（第1期と同じ）

##### (3) 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりの推進  
この方向に基づき、次の4つの方針を定める



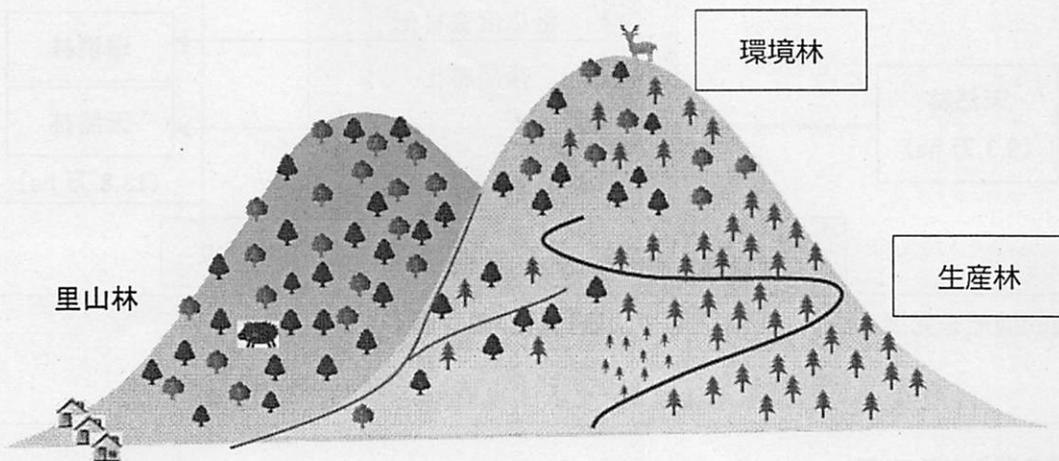
(4) 基本方針に基づく施策の考え方

**方針1** 森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

琵琶湖の水を育む水源かん養等の公益的機能を持続的に発揮させ、また災害に強い森林づくりを推進し県民の安心・安全につなげる。

①目指す森林の姿

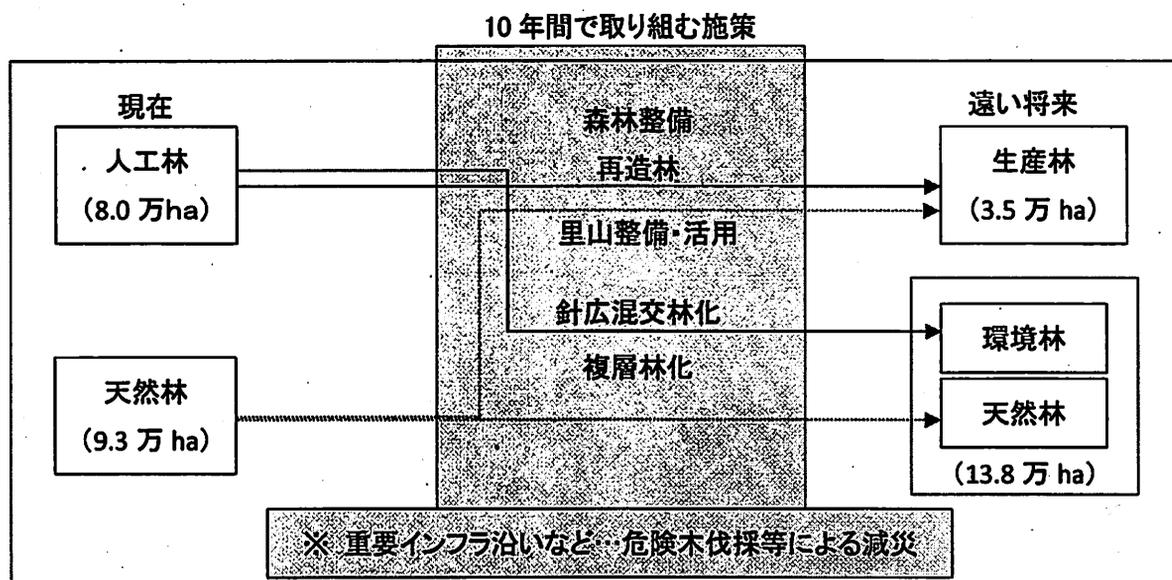
森林の状況や機能に着目し、重視すべき機能に応じた最適な整備を行うことにより、多面的機能の持続的発揮を図る。



②各区分のイメージ

名称	イメージ	備考
生産林	安定した土質、災害リスクの低い立地条件のよいところ 生長がよく、適切に保育管理された林分 等 木材生産機能を重視、林業生産活動を推進	資源の循環利用を 促進する森林
環境林	崩れやすい土質、人家など保全対象に近いなど、災害リスクが高いところ 適地適木となっておらず、保育状態が悪い林分 等 公益的機能を重視、針広混交林や複層林等へ誘導	手間をかけなくても自然のサイクルで維持される森林

### ③将来を見据えた誘導の考え方



多面的機能を発揮しつつ、全体として災害に強い森林づくりを目指す

#### ※ 誘導の考え方について

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用すること、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっている。

このためには地形、土質、土壌などの条件から、公益的機能への影響を判断し、施業を行う必要がある。

今回、考え方の目安として、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価<sup>1</sup>」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価を参考に、「生産林」と「環境林」の遠い将来における姿を示すこととした。

なお、ここに示す数値は、一つの目安であり、実際のゾーニングにおいては、災害リスクや所有者の意向などを踏まえた詳細な検討が必要である。

#### ○目標指標

- ・ 10年間の森林整備面積
- ・ 10年間の再造林面積

<sup>1</sup> 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島ら）[水利科学 No.361 2018]

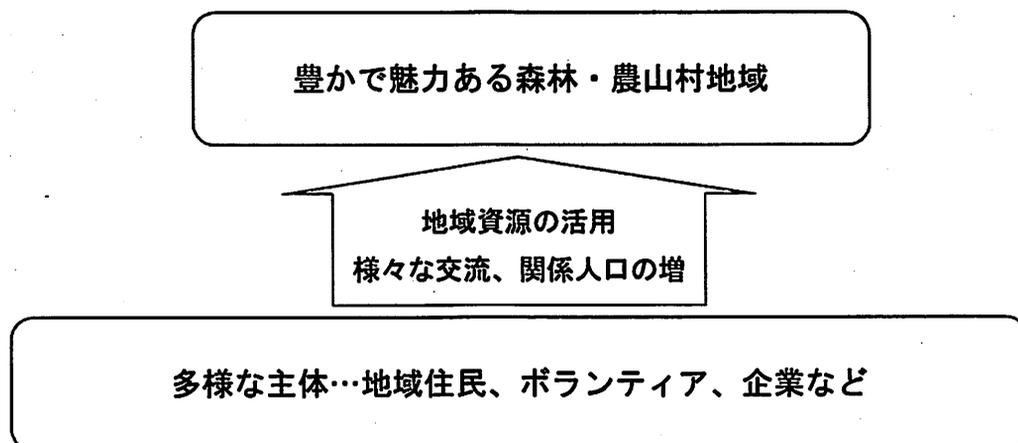
**方針2** 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促し、森林づくりと山村の活性化を一体的に推進する。

**①目指す地域の姿**

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要である。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図る。



○目標指標

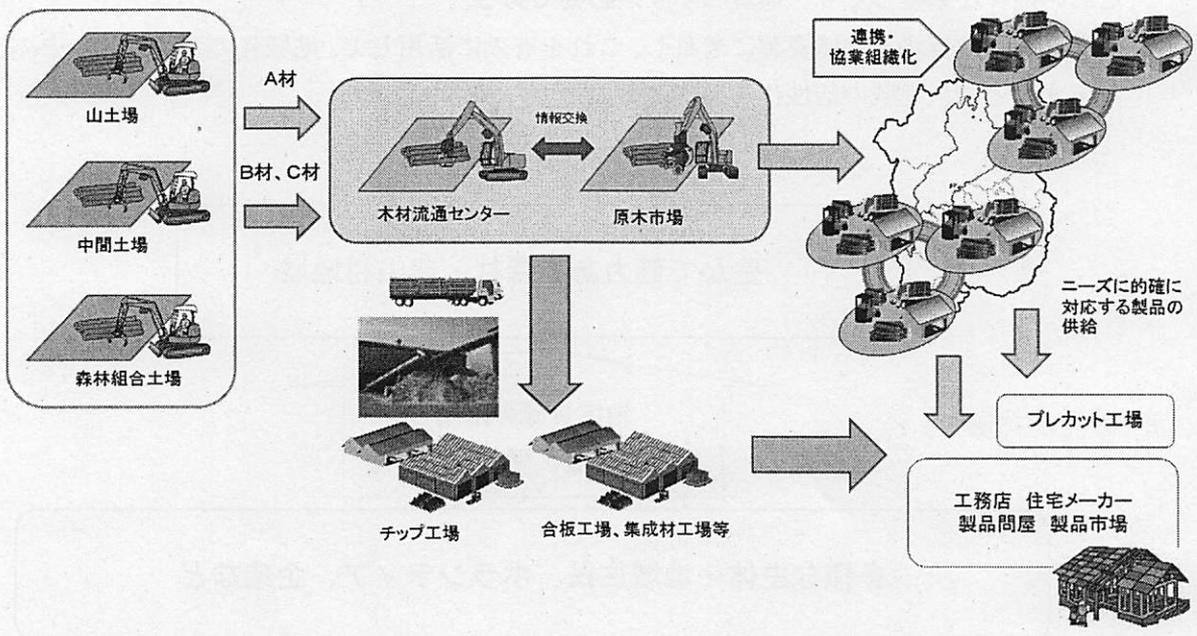
- ・森林づくり活動の参加団体数
- ・地域資源の活用に取り組む森林・山村地域の数

**方針3 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～**

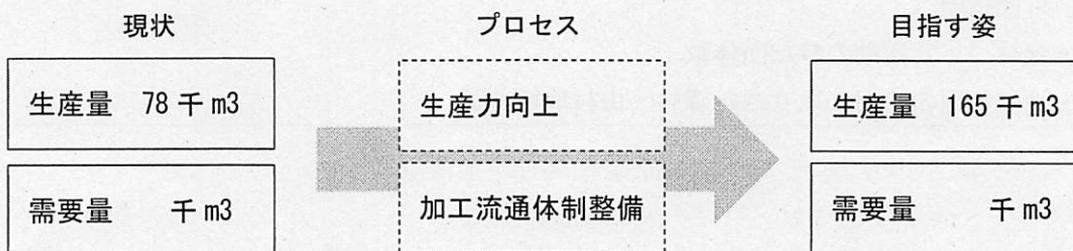
森林資源の循環利用を促進することにより、川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を図る。

**①目指す林業・木材産業の姿**

- ・ 持続可能な森林経営の確立
- ・ 県産材の加工・流通体制の整備
- ・ 様々な用途で需要を創出し、県産材の活用を促進



**②将来を見据えた誘導の考え方**



○目標指標

- ・ 10年後の素材生産量
- ・ 10年後の県産材需要量

**方針4** 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進する。

**①目指す人づくりの姿**

**【森林・林業の担い手の確保・育成】**

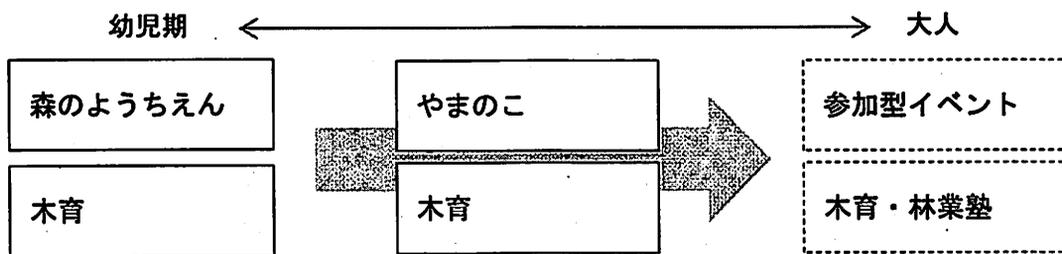
「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行う。

**【森林環境学習】**

「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深める。

**【木育】**

あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広める。



**○目標指標**

- ・「滋賀もりづくりアカデミー」で学ぶ林業就業者数
- ・「木育」を実践する取組数

## 5 施策

### 【施策の概要】

	基本方針	具体的な施策展開
目指す姿	<b>方針1</b> 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	<b>施策1</b> (1) 森林の多面的機能の高度発揮 (2) 災害に強い森林づくりの推進 (3) 生物多様性の保全
	<b>方針2</b> 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり	<b>施策2</b> (1) 多様な主体による森林づくりの推進 (2) 森林の整備・林業の振興と山村の活性化の一体的な推進
	<b>方針3</b> 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	<b>施策3</b> (1) 活力ある林業生産の推進 (2) 県産材の加工・流通体制の整備 (3) あらゆる用途への県産材の活用 (4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化
	<b>方針4</b> 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり	<b>施策4</b> (1) 林業の担い手の確保・育成 (2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

#### 施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

- (1) 森林の多面的機能の高度発揮
  - ・ 公益的機能を重視した森林づくり
  - ・ 持続可能な森林づくり
  - ・ 市町と連携する森林経営管理制度の円滑な推進
- (2) 災害に強い森林づくりの推進
  - ・ 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり
  - ・ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理
  - ・ 森林病虫獣害の防止
- (3) 生物多様性の保全
  - ・ 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

**施策2** 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

- ・多様な主体による森林づくり
- ・県民の主体的な参画の促進

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

- ・森林や地域資源を活用した農山村の活性化…山村地域の収入増
- ・地域を担う人づくりの推進
- ・森林文化の振興

**施策3** 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進

- ・市町と連携した森林所有者や林地境界の明確化
- ・施業集約化、森林経営計画の作成促進
- ・路網整備や機械化による生産性向上

(2) 県産材の加工・流通体制の整備

- ・県産材の需給情報の共有を推進し、地域の実情に応じた安定的な供給体制を構築
- ・ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備
- ・県産材の加工、流通を担う人材の育成

(3) あらゆる用途への県産材の活用

- ・県産材の魅力の発信
- ・住宅や公共施設における県産材の活用
- ・民間施設における県産材の活用
- ・県産材の新規需要開拓の推進

(4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

- ・精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握
- ・原木の生産・流通におけるICTの活用
- ・ICTを活用した県産材のサプライチェーンの構築

#### **施策4** 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

##### (1) 林業の担い手の確保・育成

- ・若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保
- ・林業就業者の技能習得の支援
- ・林業事業体の育成と経営力の向上

##### (2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

- ・あらゆる世代への森林環境教育、木育の推進
- ・森林所有者の理解、意欲の高揚

#### **6 推進体制**

- (1) 財源の確保
- (2) 進行管理と点検評価
- (3) 実施状況の公表

#### **7 資料編**